

岩手県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨花巻市長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年4月22日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタル撮影